

家畜衛生だより

From 中央家保 牛用

中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel:043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax:043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

県内で山羊のヨーネ病が発生！

＜発生状況＞

7月22日、1頭の成雄山羊が水様性下痢を呈し、死亡。病性鑑定の結果、ヨーネ病と診断されました。

ヨーネ病の症状

ヨーネ病は、慢性の頑固な下痢を主徴とする細菌感染症で、山羊だけでなく、牛、めん羊等の反芻獣が感染します。

●牛での症状●

- 持続的な泥状、水様性下痢
- 泌乳停止
- 削瘦
- 重症では下顎の浮腫



ヨーネ病は感染から長い期間を経て発症するのが特徴です。ワクチンや治療薬もないため、導入の際は細心の注意が必要です。

感染畜は発症していなくても、糞便中に菌をばらまき、他の反芻獣への感染源となります。

ヨーネ菌の殺菌には、消石灰や塩素系消毒薬（ビルコン等）が効果的です！

(パコマ、アストップ等の逆性せっけんは効果がありません)

- 農場出入り口に消石灰は散布していますか？
- 立入者の靴の交換、あるいは消石灰を踏んでもらっていますか？
- 導入牛は隔離し、健康観察を行っていますか？

異常発見時は、千葉県中央家畜保健衛生所まで！

TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送) FAX. 043-286-0090

水質汚濁防止法に基づく 排水基準が改正されました

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の排水基準のうち、家畜農業に係るアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下、硝酸性窒素等）の基準について、平成28年7月1日から新たな暫定排水基準（600mg/L）が設定されました。

畜産事業体から排出される排水の基準

旧：平成28年6月30日まで 700mg/L



新：平28年7月1日から 600mg/L

◎暫定排水基準（600mg/L）は平成31年6月末まで

※対象になるのは、処理済の家畜排せつ物を河川放流している畜産事業者です。
家畜排せつ物の全量をたい肥化する等、河川放流していない場合は対象外です。

○水質汚濁防止法の対象となる畜産施設（特定施設）

- (1) 豚房施設：総面積が50平方メートル以上の施設
- (2) 牛房施設：総面積が200平方メートル以上の施設

○畜産事業場からの排水について

平成23年4月1日より、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排水の水質項目について、1年に1回以上の公定法による測定と、その記録・保存（3年間）が義務付けられました。

※測定結果の記録・保存がされていない場合、または虚偽の記録をした場合、30万円以下の罰金が科されます。

参考)

環境省ホームページ「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について

<http://www.env.go.jp/press/102649.html>

8月1日は「一斉消毒の日」!

8月1日は「一斉消毒の日」です。夏休みに入り、諸外国と
の人や物の動きが活発になり、口蹄疫など家畜伝染病が侵入
するリスクが高まっています。下記の事項を徹底して、消毒の
日をきっかけに農場の防疫対策の再確認をお願いします!!!

1 発生国への渡航の自粛

もし渡航する場合は ➡



- ・ 畜産関係施設に立ち入らない。
- ・ 卵・肉製品等を日本に持ち帰らない。
- ・ 帰国の際は、空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受ける。
- ・ 帰国後は一週間は農場に入らない。
- ・ 海外で使用した衣服・靴は農場に持ち込まない。

2 農場への部外者立入禁止

3 人・車両の消毒の徹底

4 毎日の健康観察

5 異常家畜を発見した場合の早期通報



☆引き続き、暑熱対策も!!

暑さも本番です。暑熱対策に加え、給水器など
正常に動いているか設備の点検もお願いします!

また、作業者の熱中症にも注意しましょう!

※暑熱対策の具体的な事例が(公社)中央畜産会の
ホームページで紹介されています。

→ <http://jlia.lin.gr.jp/seisan/>



お問い合わせは 千葉県中央家畜保健衛生所まで。

TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送)

FAX. 043-286-0090